

| | |
|------------------|---|
| Title | 北朝廷臣としての『増鏡』の作者：成立年代・作者像の再検討 |
| Sub Title | |
| Author | 小川, 剛生(Ogawa, Takeo) |
| Publisher | 慶應義塾大学国文学研究室 |
| Publication year | 2000 |
| Jtitle | 三田國文 No.32 (2000. 9) ,p.1- 17 |
| JaLC DOI | 10.14991/002.20000900-0001 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20000900-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

北朝廷臣としての『増鏡』の作者

— 成立年代・作者像の再検討 —

一 はじめに

『増鏡』という作品の性格は、誠に捉え難いものがある。

もちろん本書は長い研究史を有し、作者・成立年代・依拠史料・歴史観などについても、一通り説明され尽くしたかのよう
に思われる。しかし、作者や成立年代といった基礎的な事柄も、
それぞれに見解が示されているとはいえ、それが確乎たるもの
とはなお言い難い。

『増鏡』が何を描きたかったのか、という議論もそうで、粗く
まとめれば、次のような経過を辿ったと思う。後鳥羽・後醍醐
らの朝権回復を賛美するとか、あるいは公家のアナクロニズム
の所産といった皮相な評価にかわって、治天の君を中心に栄え
た、王朝盛代を再現したかのような、宮廷文化の諸様相こそ力
を込めて描かれているという見解が出された。一方で時流に翻
弄されて浮沈を繰り返す人間の営みが構造的に把握されてお
り、因果流転の相を示した、中世的な無常観に裏打ちされた作
品との見方もされる。この「二家系対照」「明暗循環」という言
葉によって、『増鏡』の取り上げた世界が相当に深く広いことが、

漸く明らかになりつつある。⁽¹⁾

それにしても、鎌倉時代の宮廷史の流れのうちから、こうし
た主題や構図を見出し、見事に首尾相応した物語として（しか
もよく練られた文章で）まとめ上げた作者の力量には、正直驚
きを禁じ得ない。しかも、元弘三年（一三三三）の最終記事よ
り、遅くとも数十年の間に記述されたとされているので、かな
りの部分が近現代史の性格を持つことにもなる。物語としてみ
れば、その完成度の高さには奇異の感さえ抱かれよう。

しかし、いかなる作品も、その成立した時代精神と無関係と
いうことはなからう。『増鏡』が、鎌倉後期から南北朝期にか
けて生存した、ある北朝の廷臣の手になるのは確かである（後述）。
本稿は、『増鏡』の構造に対する研究の深化を受けた上で、作品
の成立年代という、最も基礎的な問題を再度検討してみたい。
もとよりそれもある幅の期間を推定するにとどまるが、成立年
代をさらに特定することで、こうした記述をなし得た作者像の
一斑を明らかにし、膠着状態にある作者問題を考える一助とな
ると思うからである。なお、『増鏡』の本文の引用は、尊経閣文
庫蔵後崇光院筆本を用いる（句読点、傍線は私意）。

小川 剛生

二 成立年代考証のために

『増鏡』の成立を直接示した文献はいまのところ求め難いので、作品の記事内容より、成立年代を割り出す試みがなされている。最終記事は、元弘三年六月であり、現存諸本のうち応永本系統の奥書に、永和二年（一三七六）四月の書写奥書が見える。従つて、本書の成立は、最大その四十三年間にあることになる。これを出発点とし、その幅を少しでも縮めるべく、様々な推論が重ねられて来た。それは、作者が、最終記事より後に起きた出来事についての知識を反映させたと思われる記述を本文より析出し、もつてその部分の執筆時点を探ることであつた。しかし、外部徴証が見あたらない以上、他に有用なやり方もないという消極的な理由もあるが、危うさと限界をはらむことを念頭におかなければならない。

通常（歴史）物語は過去時制を採るが、小西甚一氏の「物語である『増鏡』が現在時制の語りかたになつて（2）」という指摘を受け、伊藤敬氏が「増鏡中の「今」は、副詞の用法などを除くと、話題の人物・事件の現在時点を指示する」と述べられている。「このころ」「ちかころ」などの語も同様である。

従つて宮内三二郎氏が『続後拾遺集』奏覧の記事の、
兵衛督為定、故中納言のあとをうけてゑらひつる撰集の事、
正中二年十二月のころ、まつ四季を奏するよしきこえしの
こり、この程世にひろまれる、いとおもしろし。（春の別れ）
より、この集が「世にひろま」りはじめたのは、「嘉暦二三年
から元徳年間（二三九〜三二）へかけてのころ」であるから、「そ

のことを「この程」と記した増鏡第十四の記事も、この嘉暦・元徳のころか、またはそれにごく近い時期に書かれたことなるう」との推測が誤りであつたことは、氏自身後に気づかれて撤回された如くである。こうした徴証を、氏は他にも多く挙げられているのだが、殆どは証拠能力を失う。

『増鏡』が、現在時制で記された物語であるとすれば、このような方法そのものが無効となるが、それでも不思議なことに、あるいは不注意にというべきか、作者が執筆時点に於ける自らの経験や知識を反映させた記述も、やはり認められるのである。証拠能力に欠ける記述を除外していった結果、最も有力な徴証が、「くめのさら山」における「ついでまうけの君」と、「月草の花」における「いまの尊氏」という、二つの表現である。そこで、これを再検討してみたいと思う。

三 「ついでまうけの君」

「くめのさら山」の末尾に、次のようにある。

三条前大納言公秀女、三条とてさふらはるゝ御腹にそ、宮
くあまたいてももし給ぬる、ついでまうけの君にてこそ
おはしますめれ。

則ち、作者は光厳院と、正親町三条秀子（のちの陽祿門院）との間に多くの子女が生まれ、そのうち一人が儲君となつたことを知っている。従つて、第一皇子の興仁親王（二三四―九八）のちの崇光院が暦応元年（二三三八）八月、春宮に立てられた時点が、作品成立の上限となる。この考えは和田英松によつて提唱されて以来、承認されている。

「まうけの君」(儲君) 皇位継承者の意、ただし『源氏物語』桐壺巻の「まうけのきみ」にもよるのである。のちの朱雀院のことで、桐壺帝の皇太子であり、皇位もその子孫に継承されていく。「増鏡」で、それに「ついの」が冠せられたのは、元弘・建武の動乱の間、三人の皇太子が立ち、それが激変する政情のなかで皆廃された事実を踏まえていて(後述)、最終的な、という意味が込められているのであろう。従つて若干精度は落ちるが、興仁親王が受禪した貞和四年(一三四八)十月より以前の筆致である可能性も認められるであらう。

但し、興仁も厳密にいうと「ついのまうけの君」ではなかった。治天の君である光厳上皇は、興仁の立坊の時点で、花園法皇の皇子直仁親王(一三三五—九八、興仁より一歳若い)を持明院統の正嫡とすることを定めていたからである。

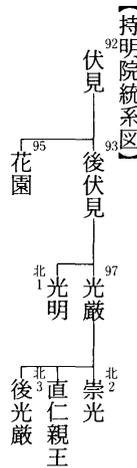
康永二年(一三四三)四月十三日、光厳上皇が長講堂に奉納した置文⁸⁾には、以下のように記されている。

定置 継体事

興仁親王備儲貳之位先畢、必可受次第踐祚之運、但不可有繼嗣之儀若生男子、須必入親家、善守修弘、以直仁親王、所備将来繼教、護持王法、以之諫朕之遺誤矣。 体也、子々孫々稟承、敢不可違失、件親王人皆謂為法皇太子、不然、元是朕之胤子矣、去建武二年五月未決胎内宣光門院之時、有春日大明神之告已降、偏依彼靈卷所所出生也、子細朕并母儀女院之外、他人所不識矣、

直仁は、光厳上皇が花園院の妃宣光門院との間に儲けた子であるという。表向きは花園の子となっているが、光厳はこれを鍾愛した。興仁立坊の時には「天の時を得ざるに依り」直仁のこ

とは秘したが、既にこの時点で皇位に就けることを決め、興仁の子孫は皇位を踐んではならぬと定めているのである。同じ日、上皇は興仁に持明院統累代の所領因幡国衙領と法金剛院領などを譲ったが、それも一期分としてであり、興仁の後は直仁に譲ることを厳命した。しかも、光厳は暦応元年の時点で直仁を立坊させるつもりであったが、勧修寺経顕の諫言に従つて興仁の立坊を沙汰したとも記しているのである。



上皇の悲願は、崇光即位とともに直仁を立太子させたことで達成されるかに見えた。ところが正平一統のために廃位された直仁は、そのまま上皇とともに南朝に拉致され、賀名生に幽閉を余儀なくされた。その間、足利義詮は、皇位を踐むことを予測していなかった光厳院第三皇子を急遽踐祚(後光厳天皇)させた。直仁は延文二年(一三五七)二月、漸く光厳とともに帰京したが、もはやその出番はなく、遂に皇位に就くことなく終わった。しかし、光厳は直仁を継承者と思ひ定めていて、後光厳とは終世不和であった。なお、直仁出生の事情は、実際には何人かの廷臣が承知していたようである。

「ついのまうけの君」という字句は、作者が、光厳院の意が直仁にあることを知らなかった時期、あるいはそれが世間に公表

されなかつた時期に記されたことを意味するとも思われる。これだけではまだ微少な可能性にとどまるものの、『増鏡』の記述は、貞和年間以前とも考えられることを附言しておきたい。

四 「いまの尊氏」

「月草の花」、後醍醐の隠岐脱出に呼応した、東国での反幕府勢力の蜂起を描くところに、次のようにある。

さる程に、あつまにもかねて心しけるにや、尊氏なかつらのすゑの一そうなる新田小四郎義定よしただといふ物、いまの尊氏の子四になりけるを大將軍にして、武藏国よりいくさをおこしてけり。

この「いまの尊氏」という表現も和田によつて着目された。「尊氏の上」のみ、今の字をそへたのは、如何なる故か、注意すべきものであらう。(中略)この書は、尊氏の在世中に書いたものと見なければならぬ⁽¹²⁾とある。

この見解には西沢氏の再検討が加えられた。氏は『増鏡』における「いまの—」という二二の用例を検証、その結果すべて当該の記事内容の時点から見た「現在の—」あるいは「今触れた—」という意味であることを述べられた。しかし、「いまの尊氏」だけは、どうしても例外とみなさざるを得ず、「現在政治の実権を握っている」「現在権勢をふるっている」とか、少なくとも「現在活躍している」ところなどと考えるのが妥当とし、作者は、それまでの原則を逸脱し、執筆時点における政治的情況を反映させた「いまの—」を記したものと結論する⁽¹³⁾。

そもそも、「いまの—」という表現は、「今」現在その地位に

ある人物に対して、「過去」に同じような地位権勢にあつた人物が出て来る場合、これを判別するために使われる。

ところが『増鏡』には、「いまの—」に対応・並置されるべき、「さきの—」に相当すべき人名が欠けているのである(いまのところ、この箇所には諸本間の異同はない)。

ここで、同時代の北朝の重臣たる洞院公賢の日記『園太暦』に徴してみると、次のような文例が得られる。康永三年(一一三四)九月二十三日、足利尊氏に続いて、実弟直義も従三位に叙され、公卿に列したことに付いて、「天下執権人也、頼朝・実朝已来、今疊相已登庸了、強不可有予儀事歎」と記している。

この「頼朝・実朝よりこのかた、今の重相又已に登庸しをはんぬ」という表現は、「天下執権の人」という共通項に連なる武将たちが、「頼朝・実朝」に始まり、「今の重相」に至ることを意味している。同じ尊氏についての評言でもあることから、『増鏡』の「いまの尊氏」という表現を理解するのに、有力な注となり得るであらう。『増鏡』作者も、尊氏に対して、公賢とほぼ同じ認識に基づき、かつ「頼朝・実朝よりこのかた」に相当する文脈を略して、「いまの尊氏」と述べたと見られるのである。従つて、ここは従来の指摘の通り、尊氏が権勢の座に在ることを背景とした筆致で、尊氏の薨ずる延文三年(一一三五)以前であることは確かと考えられる。

五 元弘三年以後の事実の投影

さて、これら以外に、『増鏡』が、最終記事より後の事実を反映させた記事はいくつかあるが、これまで注意されなかつた箇

所を中心に取り上げたい。

①後の宮身つからかゝせ給へる願文入て、神殿にこめられけり、それには「たとひ御すゑまてはなくとも、皇子一人」とかや侍けるとそうけ給はりし、まことにや侍けん。かくいふは、文永四年十二月一日なり。(北野の雪)

②その姫君は、はじめは富小路の中納言季雄すねをの北の方にておはせしか、後には歡喜園くわんぎえんの摂政ときこえ給し末の御子に、もとりの基督教の三位中将ときこえしおうへになりて、うせ給まておはしき。故女院いとをしくし給しかは、御そうふんなど、いとくまうにありき。(さしぐし)

③すゑさまには、公泰ゆづの大納言いまだわかうおはせしころ、御心とゆるして給はせければ、おもひかはしてすまれし程に、かしこにてうせにき。(秋のみ山)

④舞人にもよき家の子ともをゑらひとゝのへられたり。一左に、中院の前の大納言通頭みちのあきの子通冬少将むつゆき、またいとちいさきに、わらはなどもおなし程なるをこのみとゝのへて、いときよらにいみしうしたて、秦はたの久俊ひさとしといふ御隨身をそくせられたる。(秋のみ山)

①は、龜山院皇后、京極院佶子の、第一皇子世仁親王(後宇多院)出産の場面。この記事は「御末」を御子孫と解した上で、後宇多院の直系の子孫である南朝が、逼塞し、衰退していった事実を暗示しており、それが一三六、七〇年代の政治状況と照応するとの説がある。しかし「御すゑまてはなくとも」は、「いづれも御すゑまてはおはせさりし」(内野の雪)、「讃岐の院の御すゑもおはしませす」(老の波)などの用例からすれば、血筋の

断絶を意味し、政治的衰退とはやや異なる。明徳三年(一三九二)の南北朝合一の時さえ両朝の迭立が条件であり、また南朝皇胤が根絶やしにされるのは永享年間、義教の執政時であった。この不吉な祈願が、かりに事実を投影しているとすれば、室町中期以後の状況を反映しているとしか思えない。

②は、永仁四年(一二九六)に亡くなった新陽明門院の、晩年の乱行を暴露した記事の顛末に相当するもので、女院が松殿兼嗣の子の僧某と密通して儲けた不義の姫君が、権中納言小倉季雄(二八九—三三六)に嫁した後、参議鷹司基教(二九九—?)の妻となり、亡くなったという後日談である。それがいつの頃か明らかではないが、この当該記事よりはずつと後のことであり、元弘三年よりも後年に属する可能性も否定出来ない。公家社会で存在感のあった人物とは到底いえない、鷹司基教の北の方に關する消息が、なぜ敢えて書かれたのか、検討する必要がある。

③と④は、執筆時にも健在であった廷臣の若き日に視線を投げかけたもので、それぞれ興味深い。

まず③は、後醍醐の在位の最初の頃に寵を受けた、大納言典侍(北畠師重女、歌人)をめぐる恋愛話の一節である。洞院公泰(一三〇五—?)は実泰男、建武元年(一三三四)九月十四日に権大納言。こゝも建武以後の情報をもとに記している。従つて、この話の文保二年(一三一八)頃といえは「いまだわかうおはせしころ」にならう。

④は、元亨四年の賀茂祭使についての記述である。中院通冬(一二二—一三三)はこの年十歳、たしかに「またいとちいさき」

頃であった。ところで、通冬のその後の昇進は頗る早く、元徳元年（一二二九）正月五日従三位、翌二年二月十一日参議、正慶元年三月十二日権中納言。翌年、後醍醐によって参議に戻されるも、北朝に仕えて順調に昇進、暦応元年十月十九日任権中納言、同三年十二月二十七日、二十六歳で権大納言に昇り、大臣を窺うことになる。中院家の歴代でも最も速やかな昇進であったが、当時通冬が名望を集めた公卿であるのによる。

作者は、成人した通冬ないしその廷臣としての活躍をよく存知し、また好意的であったとも思われる。なぜなら、通冬そして通冬父子は、第三部に於いてしばしば重要な場面で登場し、その立場からの叙述さえある。中院家・鷹司家と作者とは、なにかのつながりがあったのではないかと想像される。

以上のように①が除外されると、最終記事から、そう時間的に遠く隔たった時点からの投影はないということになる。『増鏡』の成立は、通説である応安年間より遙かに早く、これまでの考証より導かれる暦応元年―延文三年の期間でも、かなり前に偏するのではないか。「浦千鳥」の巻で、文保元年（一二二七）の二条富小路内裏の造営などについて語った老尼の「ちかき事は人みな御覧せしかは、中／＼にてとゝめつ」という言葉も、そのまま受け止められることとなる。

但し、『増鏡』は、当該記事時点での「今」という観点で、いわば史実を輪切りにして記述しているといわれる以上、例外的に挿入された内容から、必要以上のことを読みとるのは危険ともいえる。しかし、別に執筆時に近い出来事を明瞭に反映していると思われる記事があるので、検討してみたい。

六 昭慶門院御所をめぐる記述から

「さしぐし」末尾に、次のようにある。

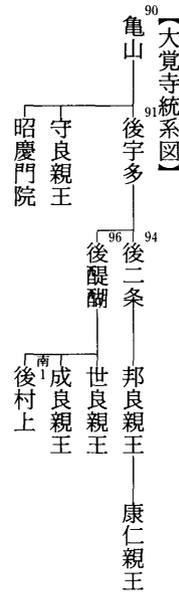
昭慶門院は、あまたの宮たちの御中にすくれてかなしき物に思ひきこえさせ給しかは、御さうふんなどいともいところちたし。大井河にむかひてはなれたる院のあるをそたてまつらせ給へれば、そこにおはしましし程に、川はたとの、女院など人は申侍し。かの所はりんせむ寺といふ、宮にも土御門室町にありし院、いづれもこの比は寺になりて侍めりとそ。めてたくもあはれなれ。

龜山法皇は、嘉元三年（一一三〇）九月十五日に崩御した。そして、多くの子女たちのうちでも、最も愛した昭慶門院喜子内親王（二七三―三三四）に、厩大な数に上る荘園に譲った。女院は、西郊の「川はたとの」と洛中の「土御門室町にありし院」にいらつしやつたが、それも「この比」はともに寺となつたという。

ここで、作者が「この比」⁽²⁾と記した内容が、嘉元三年の時点ではないことは、ただちに了解されよう。執筆時点に近い頃、昭慶門院の二つの御所は、余り時日をおかずにあいついで寺と改められたと考えられる。それはいつの頃であろうか。ここで詳しく考証してみたい。

まず、川端殿は、昭慶門院の母儀三位局（藤原雅子）の住所であり、『実躬卿記』永仁二年二月十九日条などに、龜山院の御幸が見えている。一方、洛中にあつたという土御門室町殿については、史料に余り所見が無いのであるが、昭慶門院は「土御

門女院」と号したと『帝王編年記』巻二六にあるので、御所となつたことは分かる。



昭慶門院は、世良親王（後醍醐天皇第二皇子）を猶子とし、元亨四年（一三二四）三月十二日に他界した。世良は、生涯未婚であつた女院の相続人に定められたが、いくらも経たない元徳二年（一三三〇）九月十七日に夭折した。

世良は生前「西郊河端別業改成禪院、寄附所領等、令止住僧徒、可為閑居道行地之由発願」していた。後醍醐もこの遺志に沿い、元翁本元をして任持せしめた。これが臨川寺の由来である。寺名も既に定まっていたらしく、翌年の論旨には「臨川寺領十ヶ所」と見える。

一方、土御門室町殿はどうなつたかというところ、正慶元年（一三三二）頃と推定される某消息²⁶に、

両御所事、於土御門殿者御儀以下御遺跡男女可候之、河端殿一向僧侶令止住、可執行御追善御仏事、
とあり、この時点ではまだ「御遺跡男女」の居所となつてゐることが分かる。

ところで、『後愚昧記』永徳元年（一三八二）十二月二日条に、

洛中等持寺の草創に触れた記事があり、

件寺者当時禪院也、元来ハ号浄華院、浄土宗寺也、向阿上人開山也、浄花院ハ當時在土御門室町也、

と述べているのが注目される。足利尊氏・直義が願主となつて、三条坊門高倉に洛中等持寺を建立したのは暦応元年（一三三八）頃であつた。その地には、向阿（証賢）を開山とする、浄土宗鎮西派の本山浄華院があつたが、戦乱で諸事計会のおりからであらう、直義は浄華院の殿舎を請けて禪寺としたのであつた。

このため、浄華院は「土御門室町」に移転した。その時期はやはり暦応元年頃と推定されている。『観応二年日記』五月二十五日条には「駿州入道出京、土御門室町ノ浄花院住居云々」と見えるので、既にこの地に定まっていたことが分かり、その東北角を占め、室町時代を通じ繁栄する。

いまのところ、浄華院と昭慶門院・世良親王を結びつける史料は見出されない。ただ『清浄華院誌要』に、八世敬法の時、後円融上皇より「正親町室町下ル処、龜山法皇の姫宮昭慶門院の跡」を寺域に賜つたとある。この書は後世の編纂物ではあるが、浄華院が昭慶門院の旧跡を拝領したとの所伝は注意される。実際、向阿は、大覚寺統の皇親よりの帰依を集めていたから、土御門室町殿が浄華院へと改修された可能性は頗る高い。

両統の治天の君を公平に遇する「増鏡」であるが、前年に崩御した後深草院の葬送記事と比較すれば、龜山院の葬送と人々の哀傷の様子は圧巻というべきである。作者は、龜山院の華やかな生涯を語り終えるに際して、院と鍾愛の皇女の御所が、主を失い、時勢の変転にいつしか寺と化したことに、感慨を禁じ

得なかつたのであろう。そこに、敢えて作者が執筆時の見聞を忍び込ませた理由がある。

今一度繰り返し返せば、昭慶門院旧跡が寺となつたのは、川端殿・臨川寺については確実に元弘元年以前であり、土御門室町殿も暦応二年を下ることはないと思われ、十年足らずの期間に起きたことになる。一連の出来事を「この比」と称し得るのは、この部分の執筆が遅くとも暦応末頃(四年¹¹—三四年)、最終記事からもそう時日が経たない頃であつたことを示している。

七 『増鏡』の作者像

本書の作者を二条良基と推定した石田吉貞氏は、良基の文筆活動をにらんで、応永本奥書にある永和二年四月こそ本書摺筆の年次と考えられた。³⁰これは根拠に乏しく、支持を得ていないが、木藤才蔵氏も、良基作者説に立脚した上で、良基が生涯の課題とした朝儀復興の試みと、『増鏡』の王朝賛美というテーマとを重ね、その成立年代を、良基の努力がなかなか実を結ばなかつた応安年間(二二六—二二七)とされ、通説となつていゝ。しかし、『増鏡』の内包する王朝盛代への憧憬と、良基の北朝の執政としての朝儀復興の試みとを同人の等質の思想と見られるかどうか疑問であり、ましてある個人を作者と仮定した上で、彼の境遇から成立年代を導き出す手法には問題がある。

なお、西沢氏も、やはり成立年代が通説より早まるとの考えを、内部徴証から導き出されているが、それに良基の実年齢を考慮して(本書のような作品の執筆に堪え得るのは、三十歳にはなつていたのであろうとして)、貞和・観応(二二四—二二五)頃

の成立という仮説を立てられている。³²これは、あくまで良基を作者と仮定しての推論であり、氏もこのことの危険性は十分承知された上で、の推測と断つていゝので、もはやこだわる必要はなからう。

あくまで内部徴証をもとに虚心に考えれば、『増鏡』の成立は通説より早く、だいたい暦応・康永年間(二二四—二二五)と考えられる。とすれば作者が暦応二年八月十六日の後醍醐天皇の崩御の報に接したことを注意しておきたい。³³

さて、『増鏡』の作者については、次のような条件を満たすことがいわれている。もちろん、作品の読みによっては、さらに具体的な条件を指摘出来るのであろうが、まずは確実なところを、箇条書にして挙げておこう。³⁴

- (1) 最大限の幅で、元弘三年から永和二年の間に生存し、北朝に仕えた廷臣。羽林家・大臣家以上の家格で、名家の躍進を快くは思わない人。
 - (2) 豊かな文才の持ち主で、また博覧強記であり、多くの資料文献、特に『とはずがたり』を利用出来た人。
 - (3) 公家としてはごく常識的な感覚を有しているが、後醍醐天皇なしいしその業績に畏敬の念を持っている人。
 - (4) 歌壇・歌道家の動向にも関心を持ち、二条為藤・為定とは親しく、京極派にはやや距離を置き、冷泉家には無関心である人。
 - (5) 『源氏物語』に通暁している人。
- 努めて自らを韜晦している作者が隠しおせなかつた本性とでもいふべきものであろう。この結果、二条良基を筆頭に、何人

かの名が挙がっているのは周知の通り。

しかし、この程度の条件では、当時生存した北朝の重臣は多くその資格を有して来る。有力な候補を挙げることは出来ても、他に具体的な史料が出て来ない限り、作者を特定するのは不可能に近い。その域を越えようとすれば、我田引水に流れる。最も有力な良基説にも強い反論がある。良基説からの再反論もあるが、どちらにしても決め手には欠ける。

最近にも齊藤歩氏が作者問題を論じ、洞院公賢説（とそれを内部徴証ではなく依拠史料の性格から説明しようとした拙稿）を難じ、さらに良基説の立場から成立年代を貞和三、四年頃とする新見を示された。

しかし、氏の論は作者問題に関しては従来の指摘を殆ど出ない。一方で史料を恣意的に解釈し、良基や公賢の伝記事項を安易に『増鏡』の記事内容に結びつけていくもので、全体に説得力に乏しい。まず公賢説に対する非難の、主な論拠は次のようなものである。

- ・「むら時雨」巻、元徳三年北山行幸歌会の御製が下句を欠き、作者は本文中で補綴の意向を示す。
- ・御製は康永二年成立の『藤葉集』に完全な形で採られる。
- ・『藤葉集』を見れば御製は補える。

- ・公賢は撰者小倉実教と親しく、撰集にも関与していた。
- ・よって公賢は作者ではあり得ない。

個々の事実には裏付けとなる史料が提示されている。しかし、結論は妥当であろうか。ここに導くには、作者が執筆にあたり、歌会的一座本文ではなく、二次的資料に過ぎない『藤葉集』を

参看する必然性を証明しなければならぬ（不可能な事柄と思われる）。なお、前述の如く『増鏡』成立は『藤葉集』より先と思われるので、この事は無視してよい。氏は他にも公賢説の反証を挙げているが、根拠薄弱である（なお注41参照）。

ついで良基作者説による成立年代推定の問題点を指摘する。

『師守記』貞和三年記には、記主の兄、大外記中原師茂が、良基に種々の朝儀・政務に関する先例を勘申する事が目立つという。関白たる良基の職務の必要に応じた事であるが、勘申内容が『増鏡』の叙述にも結びつくとし、①から⑥までの記事、計四例を証に挙げられた。

この推論も、『増鏡』が良基の手でその頃執筆され、師茂がそのための「記録関係収集のブレン」となったという、何重もの仮定の上にあるし、証とした『師守記』記事の解釈も不当で、成立し難いものである。

いくつか検証すると、まず①として『師守記』貞和三年正月二十一日条により、良基が師茂に「春宮御書始年々重可注進」と命じた事実を示される。ついで『増鏡』に後鳥羽天皇の御書始（おどろの下）や、宗尊親王の御書始（十九巻本「煙のすゑく」）についての記述がある旨を併記する。同じ「御書始」なので、良基がその頃ちょうど『増鏡』の当該箇所を執筆していたか、執筆のため先例を調査させた可能性を推測される。

しかし、先例勘申という事務的な調査報告と『増鏡』とがたまたま同じ過去の出来事を扱っていたとしても、後者が前者に拠るべき理由は全く見出せない。しかも良基は東宮傳として、来たるべき興仁親王読書始のため、皇太子の御書始の年次一覽

を求めたに過ぎない。既に即位していた後鳥羽や立太子しなかつた宗尊の例が参照される筈がない。これでは論証とするに足らない。

最後の⑥では、同年十月二十八日条に見える「今日自殿下被尋仰家君云、行幸公卿一人供奉例、御不審候云々」という下問に着目、弘長三年（一二六三）の後嵯峨院の如法經書写の記事のうちの「おとこは、花山院の中納言師繼一人さぶらひ給ける」（北野の雪）とあるのに「相当する」という。即ち良基は「師繼一人の供奉とあるのを訝しく思い、師茂に確認させた」と推定される。

いかにも乱暴な附会である。花山院師繼は上皇の私的な行事に祇候したに過ぎず、行幸供奉とは、およそ次元も性格も異なる問題である。良基の下問は、十一月一日の方違行幸を控えて発せられている。供奉を領状した公卿が一人のみという事態は異常であり、やむを得ず先例を求め、現実との折り合いを付けようとしたのである。治天の君や重臣による先例勘申とはこうしたものであり、そこに目的以外のことを読みとる余地はないであろう。それで師茂が勘申したのは、如法經書写の記事に係するどころか、治承二年の高倉と永仁五年の伏見の行幸二例なのである。

このような証をいくら列ね、「自らの職掌に携わるうちに歴史意識を啓発され、かかる史料収集のもとに一編の歴史物語の叙述に至った」と想定したところで、どれだけの意味があるろう。

あるいは氏は「増鏡」の内容との照応より、良基が先例を勘申させた事実を重くするのかも知れぬ（ただ、御論旨からは両者

が少なくとも照応してこそと思える）。そうであるならば当時の重臣は皆「歴史意識を啓発される」であろうし、良基以上に外記・官務を重用し、「歴代至要抄」など多くの年代記・部類記を編纂した公賢の方がより作者にふさわしくなってしまう。

さらには、貞和五年記から⑦⑧として師茂らの二条殿参入の記事を示し、いずれも彼らは「何らかの史料を携えることなしに、良基のもとに出仕して」いると読み、よつて貞和三、四年頃が「増鏡」のための「史料収集のピーク」であり、五年頃は推敲段階に入っていたと述べられる。

いくら「想像の域を出ない」といわれても、荒唐無稽に過ぎよう。もちろん師茂兄弟は手ぶらで参じてなどない。日記の常として、たとえ当日条には説明が無くとも、前後を参照すれば、記主の行動の目的は察知される。この年も良基は多忙を極め、彼らに先例を勘申させ記録を注進させる頻度は少しも減じていない。

そもそも、このようなやり方で作者や成立年代の問題に進展があると思えないのである。これまで作者のものとして論じた性格は、作品の読みに依存している以上、作者像に過ぎない。とすれば、作者を特定する試みは一旦措かざるを得まい。

ただ先に、成立年代を暦応・康永年間とした考証は、作者問題とは一応無関係に作用すると思われるので、これを勘案した時、年齢・識見の点でも、田中隆裕氏が提唱された洞院公賢は依然有力な候補たり得るか。⁽³⁸⁾ 一方で、暦応四年に二十二歳に過ぎない良基には素朴な疑義が生じて来る。良基は公事故実の習得に励んでいた初学期で、文筆の方面には全くその成果を見な

い。「増鏡」との文体・性格の類同がいわれる仮名日記³⁹の執筆はまだずつと先のことである。とはいえ、現時点で、作者問題について、これ以上の見解を持ってない。

但し、「増鏡」の成立が南北朝期に入つて間もない頃とすれば、作者像もこれまでと違つた、具体性を帯びて来る。例えば後醍醐朝を扱う第三部は作者にとつていわば現代史であり、彼が身をもつて経験した事柄となる。第一・二部の、依拠史料にかなり忠実であるらしい、ブッキッシュともいえる記述とうつてかわつて、第三部に至つて、「五」で指摘した、自らの見聞をじかに採り入れたような廷臣の私的な消息が多くなるのも、そのためであらう。

作者はまた持明院統と大覚寺統との間で繰り広げられた抗争に際会し、その影響は身辺に及んだであらう。廷臣として後宇多・後醍醐・後伏見ら歴代の治天の君に仕え、政情の機微を察知出来る立場に在つた可能性も高い。論ずべき問題は多いが、ここで取り上げたいのは、こうした皇位継承とそれをめぐる政変劇に対し表明される、「増鏡」の感想の不可解さである。

八 両統迭立下における廷臣の立場

既にいくつかの指摘がある通り、作者は持明院統・大覚寺統双方の天子に対しては等しく敬意を払つており、新帝の即位に際しては、ほぼ必ず踐祚・即位・大嘗会の挙行に⁴⁰触れて、感慨を漏らす。しかし常に「十二月廿八日御即位。よろつめてたくあるへきかきりにて」(北野の雪―亀山院)、「あるへきかきりの事ともふるきにかはらてめてたくすきゆく」(浦千鳥―花園院)、

「よろつあるへきさまにとゝのほりてめてたし」(くめのさら山―光厳院)といった賛辞を捧げるだけなのである。両統に対してたしかに公平といえるが、時の政治状況の掘り下げなどは見事に抛棄されている。

また、正安三年(二三〇一)、後伏見から後二条への讓位に伴う後宇多院政の発足に際して、

さてこの君を新院と申せは、父の院をは中院ときこゆ。御門の御父は一の院と申。法皇もこの比は一におはしますなめり。一院、世の政事^{まじり}きこしめせは、天下の人、又おし返し、一かたになひきたる程も、さもめのまへにうつるひかはる世の中かなとあぢきなし。(さしやくし)

という、やや具体的な感慨を漏らしてはいる。しかし、また元弘元年(二三三二)、光厳の踐祚、後二条院の孫の康仁親王の立坊にあつて、俄かに遺臣たちで御所が活気付いたところ、

よろつおのゝへくちにしむかしをあらためたる宮のうち也。ありし後、おのかさまくまかてちりにしふる女房上達部殿上人など、世の中くんしいたくて、こゝかしこにもりみたりしも、いつしかとまもりつとふさま、谷の鶯の春まちつけたる心ちして、いとたのものしけなり。傳に久我右のおとゝ長通、大夫に中院大納言通頭なりたまふ。なへて世に年比うづもれたりし人く、いつしかと司位さまく、に、思まゝなる気色とも、めのまへにうつりかはる世のありさま、いまさらならねと、いとしるくけちえんなるもあぢきなし。(むら時雨)

と、全く同工異曲の感想がある。ここには批判めいた言葉が連

ねられているが、政治的策謀を振り出すものでも、非難するものでもない。ただ「めのまへにうつろひかはる世の中」に對する、いつの時代も変わらぬ、陳腐といえれば陳腐な慨歎が繰り返されるだけなのである。

「すべてめでたく非難がましいことを殆ど記さぬ」⁽¹²⁾点は、史書として大きな欠陥とされており、「政治的には痴呆の書」とさえいわれる。しかし、それは必ずしも当たらないであろう。なぜなら、さきに述べたように、『増鏡』は、あくまで当該記事の時制で語るといふ姿勢を堅持しているからである。つまり皇位繼承という重事に際会した者——もとり事の意味について、後世の人間のような省察を下せる筈はない——の感慨やとまどいをそのままに伝えようとした態度なのである。『六代勝事記』『神皇正統記』など、同じく中世公家の手になる史書が、執筆時の作者をとりまく、朝廷政治の閉塞のもたらす危機感を底流とせざるを得なかつたのに比較すれば、『増鏡』作者の立脚点の特異性が明らかにやう。

それでは、作者がこうした叙述の姿勢をとり得たのは、作者が全く時局の圏外に立っていた人物であるからか。そうではなからうと思う。このような、旗幟を鮮明にせず、対立する権門に等しく忠勤を励み、双方からの庇護を得ることに恬然としている、その無邪気かつ無節操に見える態度こそ、鎌倉後期の公家社会に生きる者に特有の態度と思われるのである。

正親町三条実躬（一二六四—一三三五）は、伏見院の在位時に藏人頭を勤めたが、自身は龜山院の近臣であつた。ある時、実躬はふとしたことで、治天の君後宇多院の不興を買つた。実躬

は後宇多との関係を修復することをあきらめつつも、なお「常盤井殿・持明院殿奉公に至りては、日来に替はるべからざるの旨」（原漢文）を存じていた。⁽¹³⁾ 廷臣の処世は、治天の君との個人的な関係を結ぶことであつても、両統どちらかに帰趨を定めることにはならない。

両統迭立とは、一権門としての王家の分裂であつて、皇位の分裂ではない。鎌倉後期公家社会のうちに、分割相続による家産の減少と同族内抗争の頻発という、分裂を促す構造が存在し、しかも唯一の調停者の立場にあつた鎌倉幕府も、権門の分裂には煮え切らない立場を取り続けた。⁽¹⁴⁾ 『増鏡』の作者も、鎌倉後期、十三世紀末から十四世紀始め頃の出生であろうから、この体制のなかで成長した訳である。『増鏡』が皇位繼承に際してあのよな感慨を記しとどめ、当代の天子という点で等しく扱つたのは、まさにその時代に生きた廷臣の立場を体している。彼が公家社会に立ち交じていく時、たとえ「おりゐの君」の悲運に同情したとしても、その感情に必要以上に流されることはないし、とりあえず当代に奉仕し、その治世を賛美していくほかにない。また、摂関や清華・大臣家の公家ならば、両統から等しく用いられるのが普通であつた。なお、そういう作者が、両統迭立が不自然な皇位繼承形態であり、是正されなければならない、などとは露も考えていないのは明らかであろう。

両統迭立という政治的な枠組みと、そこで培われた廷臣の処世は、南北朝時代にも暫くは生きていた。そのことを、正平一統という重大事件に接しての、北朝の廷臣の対応から説明してみたい。

九 鎌倉後期の体制の終焉

観応二年（一三五二）十一月、足利氏の内訌に乗じて、南朝が北朝の崇光天皇を廢し、光厳院政が停止された時、前太政大臣洞院公賢は、後村上天皇より改めて左大臣・一上に指名され、京都の政務をとった。公賢の不御翁ぶりを示す逸話として広く著聞するところである。しかしながら、事はそう単純ではないのである。なぜなら、公賢は後村上に厚く謝意を表すると同時に、光厳上皇にも無貳の「忠誠」を示していたのである。

この年十二月十五日、公賢は、息権大納言実夏をひそかに参院直仁親王させて、光厳上皇に示す旨があつた。『園太曆』に「春宮御方始終御運事、有啓白石山寺事、彼願書密々入見參、御本意之由有勅定之旨語之」とあり、二日後、石山寺に奉納したという願書の全文を載せている。この願書は、公賢が去々月に草したので、その表現を借りれば、「武将権柄相奪、我皇聖運殆危」という騒然たる世情を憂えて、洞院家歴代が尊崇した石山寺に「儲皇誕于当家之戚、宜廣天統矣、是併非以我執私所請、起於叡旨君所命也」という旨を折るものであつた。事態の急転回の後も、上皇の意嚮を汲みとつて、例の皇太子直仁親王の速やかな登極を祈願したものである。

正平一統の後、直仁親王はまだ春宮の地位にあつたと解される。崇光とともに直仁も廢されたとする文献46が多いのであるが、『公卿補任』によれば、春宮坊の職員が停止されたのは翌年閏二月二十日、南軍の京都占領の折なのである。現存の史料には明記されないものの、持明院統・大覚寺統の送立ということが、

光厳院に崇光天皇の廢位を受諾する条件として、南朝ないし足利氏より内示されていたのではないか。

これは、鎌倉後期からの例を考えれば、少しも不思議ではない。まず元弘元年十一月、後醍醐の廢位をうけた光厳踐祚後、鎌倉幕府は大覚寺統の康仁親王を立坊させた。『増鏡』も「龜山院の御なかれのたゆへきにはあらずとかや」（むら時雨）と説明している。ついで、建武三年八月に踐祚した光明天皇の皇太子にさえ、室町幕府は後醍醐の皇子成良親王を立てた（『皇年代略記』）。成良は、後醍醐がこの年末に突然吉野に逃亡し、足利氏に反抗したため、やむなく廢されたのであつた。

ここで、公賢が光厳および後村上に対してもつた態度は、現代人には理解し難いことであるが、彼なりの忠誠の尽くし方なのであつて、無節操などという文字は脳裏をかすめもしなかつたであろう。46両統に対して公平に奉仕するという点では、まさしく鎌倉後期の廷臣の進退であり、「増鏡」の政治感覚に通ずるものを感じる。この時でさえ、後村上が帰京した後には、再び両統送立の体制に戻れることを、廷臣の多くは疑わなかつたのかも知れない。

しかし、時代は、もはやそのような微温的な処理を許さなかつた。翌年閏二月二十日、南朝軍が突然に入京、足利義詮を近江に追い、光厳・光明・崇光の三上皇と皇太子直仁を後村上の行在所に拉致した。ここで両統送立の思惑などは吹き飛び、義詮は急遽後光厳天皇を擁立したのであつた。しかし、以後も畿内の政情は安定せず、三度にわたり南朝軍の京都占領という事態が起きた。文和二年夏の南軍侵入に際して、足利氏は後光厳天

皇を奉じて延暦寺へ、ついで遠く美濃小島へと逃亡したが、後村上が北朝の廷臣にとつた処分は苛酷を極めた。公賢の驚きと憤りは大きく、「先皇元弘聖断以仁恕為先了」と、後醍醐が隠岐から帰京した時の寛厚な処置と比較したこと注意到注意したい。

この後、北朝・南朝ともに、漸く相手方の宮廷に誼を通じた廷臣に対し処罰をもつて臨むこととなり、武家も廷臣の南北往来を禁制する。今更の指示のように思えるのだが、実際には多くの廷臣がとまどつたらしい。公賢も後光厳天皇の宮廷では浮き上がり、讒言に悩まされることが多く、その晩年は決して幸福なものではなかつた。

前関白一条経通は、公賢の婿で、やはり両統に対して常に首鼠兩端を持した人物であつて、頗る後光厳の覚えが悪く、岳父に「凡西朝相撑之時節、諸家之安否可任天命之条、雖勿論候、当座辛酸頗難堪忍候」と苦衷を訴えるのであつた。経通は、文和二年五月十日、京都をめぐる激しい争奪戦のさなかに、次のような感慨を記しとどめている。「昨日合戦南軍北軍各有御旗、其銘共今上皇帝、我朝両主何時例哉、衰乱之至也」と。二つの軍勢の掲げた「今上皇帝」の旗銘への歎声こそ、両統迭立の体制下に培われた政治感覚が通用しなくなつたことの現れであり、鎌倉後期より続いた体制の終焉を意味してもいた。

一〇 おわりに

南北朝期は、二つの朝廷が対峙し、公家社会が決定的な没落を迎えた時代であるとされる。しかしその初期、建武政権の崩壊後に開始され、観応の擾乱に至る光厳院政期は、鎌倉後期か

らの政務運営のシステムが最もよく整備され、公家政権が自律性を保ち得た最後の時期との評価も与えられている。足利直義も公家政権はじめ寺社本所勢力への対応では、鎌倉幕府のそれを殆ど出なかつた。こうした鎌倉後期的な政治体制が温存されていたことが、『増鏡』のような作品の生まれる土壌となり得たのであろう。

『増鏡』の、とりわけ鎌倉後期の政治現象への評価は、自らの地位と家門とを保つていく知恵を身につけた者のそれであつた。そして、たとえ表面的なものであつても、その場に居合わせた者の肉声なのであり、それをそのまま伝えることで、政治の激流に翻弄される者のとまどいを描き切つたともいえる。繰り返しとなるが、そのような筆致を廷臣がなし得たのは、やはり観応の擾乱以前であつたと考えるべきであらう。

注

- (1) 順徳院と土御門院、龜山院と後深草院の如く、権力の座にあつて栄花に誇る人物の背後に、沈淪雌伏する人物を点描することで、その対照をはつきりさせ、その後、権力者の没落と沈淪する者の復権とが描かれたという構図である。この見解は、例えば作品の大団円に置かれた、「うつれはかはる」の一首の持つ意味深長さとあわせて、定着しつづがある。福田景道氏「『増鏡』の世界―皇位継承―の意義をめぐって」(『日本文芸論叢』 昭58・3)、同氏「『増鏡』の基調―二家系対照と明暗循環の構図」(『文芸研究』 昭58・3・9)、伊藤敬氏「増鏡の思想」(『増鏡考説―流布本考』新典社 平4)、小島明子氏「増鏡」の先例の意味―「明暗循環」説との関連」(『国語国文』 62・9 平5・9)等参照。

- (2) 『日本文藝史』 III (講談社 昭61) 四八二頁。

- (3) 注1前掲著書、「仮名物語の伝統——今」の語り、三四九頁。
- (4) 「とはすがたり・徒然草・増鏡新見」(明治書院 昭52) 七一七、七四〇頁。
- (5) 「増鏡の研究」(『国史説苑』明治書院 昭14)。
- (6) 源氏物語の語彙を引用すること、そのことが史書としての「増鏡」にどういかなる意味を持つかについては別稿を用意している。
- (7) 宮内氏注4前掲著書、五五一頁。ただしここに執筆年代の下限を見ることが、西沢正二氏「増鏡」研究序説(桜楓社 昭57)が否定的な見解をとる。
- (8) 熊谷直之氏所蔵文書、光厳上皇宸筆御置文。
- (9) 宮内庁書陵部蔵伏見宮家文書、光厳上皇宸筆御処分状案。以上は「宸翰英華 別篇 北朝」(思文閣出版 平4)による。
- (10) 「園太暦」延文三年八月十三日条ほか。
- (11) 「園太暦」文和二年八月二十七日条ほかによれば、洞院公賢は承知していたようである。また応安四年(一二三二)の奥書を持つ「田中本帝系図」も直仁を光厳の実子に懸けている。
- (12) 注5と同じ。
- (13) 注7前掲著書、三五〜四一頁。
- (14) 井上宗雄氏「増鏡(中)全訳注」(講談社学術文庫 昭58)一〇八頁。和田英松・佐藤球「重修増鏡詳解」(明治書院 大14)が「よし御子孫までの御繁昌はなくとも、皇子一人だにも、かならず生ませ給へとの意」とし、諸注従う。
- (15) 後龜山院に太上天皇尊号が宣下された時、一条経嗣は南朝の存続を懼れ「後醍醐天皇々胤猶不可絶歟、天運循環之理、冥慮昭鑒之至、非凡之所測耳」(『荒暦』応永元年二月二十三日条)と記した。「明暗循環」史観の表明としても参考になる。
- (16) 森茂曉氏「闇の歴史、後南朝―後醍醐流の抵抗と終焉」(角川選書、角川書店、平9)、一五八頁以下参照。
- (17) 康永三年(一三四四)二月に出家して理翁と号した基教が、貞和三(一三四七)と五年、幼い子女に与えた讓状二通(沙弥理翁讓状)が国立歴史民俗博物館に現存し、晩年の基教が亡妻について「就中

- 御母儀にて候し人、その二歳の時他界せられ候ぬ、御辺より外に父母の追善なとすへき人も候はねは、猶々無等閑可被致沙汰候」などと述べている。但し「増鏡」の新陽明門院腹の姫君と同人であるかどうかは分らない。金井静香氏「中世公家領の研究」(思文閣出版 平11)、第三部第二章「広橋家領の構成と相続」参照。
- (18) 「中院一品記」東京大学史料編纂所蔵自筆本紙質、暦応四年正月二十日光厳上皇宸翰、「後愚昧記」貞治二年閏正月二十五日条。
- (19) 「増鏡」と中院家との関係を推測するものに、小口倫司氏「増鏡」の作者考への疑問―一つの提案(長野33 昭45・7)がある。
- (20) 伊藤氏注1前掲著書は、「善事なり悪事なりの一つの筋道で通貫するのではなく、歴史進行上の「今」の時点で事件・対象を叙する」との考え方を示された(三五九頁)。
- (21) なお「増鏡」に於ける「このころ」は、やはり当該記事の時点か、またはごく接近した過去である。
- ・まことや、この比、右大臣ときこゆるをは、実氏のおとよ。(三神山) 冬章
- ・鷹司の大殿もうせ給ぬ。この比の世には、いとおもくやむことなくものし給へるに、いとあたらし。(春の別れ)
- 例外的もう一つは、龜山院後宮の乱脈ぶりについて委細に語った後での、老尼の有名な弁解、
- さのみかゝる御事ともをさへきこゆるこそ、物いひさかなきつみさり所なけれど、よしやむかしもさる事ありけりと、このころの人の御ありさまも、おのつかからかき事あらは、思ひゆるさるゝためしにもなりてん物そと思へは、とをき人の御事はいまはなにくるしからむそ。(さしぐし)
- である。これも執筆時点(老尼との対話の時点)から見た「このころ」である。なお、ここから、岡一男氏「増鏡」(日本古典全書 朝日新聞社 昭23)解説は本書を応安年間成立と考証されたが、その考えは現在否定されている。
- (22) 森茂曉氏「皇子たちの南北朝」(中公新書 中央公論社 昭63)二六頁。

- (23) 天龍寺文書、元徳元年九月十七日大宰帥世良親王御遺命。
 (24) 同右、元徳二年十月二十五日後醍醐天皇輪旨案。
 (25) 同右、元徳三年三月二十七日輪旨案。
 (26) 同右。新たに治天の君となった後伏見上皇の意を奉じ、世良親王の遺族に充てたもの。以上は東京大学史料編纂所蔵写真帳による。
 (27) 魚澄惣五郎氏「京都等持寺趾」「古社寺の研究」復刻版 国書刊行会 昭47、今枝愛真氏「足利直義の等持寺創設」(『中世禅宗史の研究』東大出版会、昭45) 参照。
 (28) 浄華院の成立については多くの研究があるが、中井真孝氏「中世の浄華院について」(『仏教文化研究』22 昭51・11)、宇高良哲氏「浄土宗京都浄華院成立年次考」特に出所の浄華院文書を中心に(『大正大学研究紀要仏教学部』文学部71 昭61・2)より御学恩を受けた。
 (29) 新陽明門院・守良親王・恒明親王らの帰依の事実が知られる。鷲尾順敬氏「浄華院及び開山向阿上人」(『歴史地理』12 5 明41・11)、玉山成元氏「中世浄土宗教団史の研究」(山喜房仏書林 昭55)、注28前掲宇高氏論攷等参照。
 (30) 「増鏡作者論」(『新古今世界と中世文学』上 北沢図書出版 昭47)。
 (31) 「増鏡の作者」「増鏡成立の基盤」(『中世文学試論』明治書院 昭59)。
 (32) 注7前掲著書、四五頁。
 (33) 森氏「後醍醐天皇」(中公新書 中央公論社 平12)一七六頁で、改めて説かれたように、「増鏡」執筆動機の一つに、後醍醐への鎮魂が挙げられる。その意味からも成立年代が検証されなければならない。
 (34) 井上氏「増鏡(下)全訳注」(『講談社学術文庫 昭58』解説に、本文から推定される作者像についての整理がある。
 (35) 「増鏡」作者論への「考察」(『国語と国文学』77 平12・6)。
 (36) 小川「増鏡」と公家日記「十九巻本の文永四年記事をめぐって」(『中世文学』42 平9・6)。
 (37) この事をもって成立年代を推定しても、必ずしも証拠能力を持たない旨、注7前掲西沢氏著書二八頁などに既に指摘がある。
 (38) 「増鏡」と洞院公賢「作者問題の再検討」前・後(『松学舎大学人文論叢』27・29 昭59・3、59・10)。これには、その根拠を「我田引

水に流れている」としていちいち否定した西沢氏「増鏡」作者論のゆくえ「洞院公賢説批判を中心に」(『学苑』昭63・1)の批判があり、木藤氏「増鏡の作者と成立した時代」(『歴史物語講座』刊行委員会編「歴史物語講座 第六巻 増鏡」風間書房 平9)も同調している。たしかに、田中氏の論拠には、「とはずがたり」の利用など、公賢説にとって有利にも不利にもならないものが多い。むら時雨の、元徳二年三月の北山行幸の記事について、作者は「その日のことみたまへねはさたかにはなし、おさなきわらは」の語つたままで表ると、自らがその場に居合せなかつたことを老尼の口を借りて表明している。田中氏が、「おさなきわらは」をこの会に参仕した公賢弟公泰に擬した点を、西沢・木藤両氏は殊に難じた。これを時に二十七歳の公泰と想定するのは無理であるが、後醍醐朝の雅会によく参仕していたらしい作者が、この席に限って列していなかつたらしい、という田中氏の指摘をこそ、重く受け止めるべきではなかつたか。西沢氏の「御会に出席しなかつた(できなかつた?)」当時十一歳の良基が、出席していた父道平から聞いた会の模様と「北山舞御覧記」の記事とを合成しながら「増鏡」の記事を書いたことをカモフラージュするための一つのトリックという見解も、「我田引水に流れている」という点で、田中氏といくらも差はないように思われる。

(39) 良基には、「衣かづきの日記」(貞治二年)より、「陽禄門院三十三回忌の記」(至徳二年)に至る、十指に余る仮名日記が現存する。ここでは晴儀蹴鞠・中殿御会・大嘗会・法華懺法などが題材となっている。これらの行事は、原則治天の君にとって重大な意義・代始とか、先皇の周忌などを有するもので、それを一見物人の視点で描くという特色がある。いずれの行事も、北朝をとりまき蔽い情勢のもと、幕府の援助を得て辛うじて挙行し得たものであり、それを記念するための著作である。いわば北朝の王権回復の物語であり、それが執政によって執筆されたところに意味がある。朝儀復興(常に公家政権により政道興行の一として位置付けられた)という思想のもとで、良基の仮名日記と「増鏡」とがどのように通底するのか、再

考を要する。

(40) このことの意味は注1前掲福田氏各論放で精緻に説かれている。

(41) 齊藤氏は注35前掲論放で、この記事を取り上げ、「増鏡」は終末に近づきつれて、「人々の急激な浮沈の交替に対し、批判的な評価を下している」と云われた。しかし、このような概観はここに限らず、それは人心の定めなきに對しての感想である。批判的内容とは思われぬ。ましてこれをもって「増鏡」が執筆された南北朝分契期にあつては、少なくとも南朝・北朝いづれかに自らの存在を定めた人物こそ、この評語を述べ得た」とするのは、当を失っている。既往の成果を踏まえても、「増鏡」の政治的なスタンスについて、旗幟を鮮明にしていたとの見解はまず成立し得ないであろう。

(42) 上横手雅敬氏「増鏡の立場」(新訂増補国史大系月報22 吉川弘文館 昭40・5)。

(43) 『実躬卿記』嘉元三年四月二十八日条。
(44) 市沢哲氏「鎌倉後期公家社会の構造と「治天の君」」(日本史研究314 昭63・10) 参照。

(45) 例えば『統史愚抄』は觀応二年十一月七日条で「今日被奉院北帝院院皇位及直仁親王皇太子位、又宣停觀応二年号用正平六年由宣下下坊官及翌年二月二十日停之無沙汰殿」と述べ、春宮坊の組織が残されたことに疑問を呈しつつも、直仁がこの日付けで廃位となつたとする。代表的な通史である佐藤進一氏『南北朝の動乱』(日本の歴史9 中央公論社 昭40)も、直仁は崇光と同時に廃されると記述する(二六六頁)。

(46) 鈴木登美恵氏「南北朝時代と園太曆」(中世文学37 平4・6)は、直仁即位の願文を示したことについて、「尊氏・義詮に見捨てられた北朝の三上皇(光厳・光明・崇光)と直仁親王に対する自分の苦衷を示すためであつた」と解されるが、光厳も公賢の行為を異とせず、期待をかけていたのであろう。

(47) 誤解のないようにいっておけば、このことをもって、ただちに公賢作者説に左袒しようとするものではない。こうした姿勢は、公賢に限らないからである。良基は割合早く北朝・足利氏に自らの軸足を定めたといわれるが、最晩年になつてさえ「後醍醐院・光厳院わか

くよりとりわき御めくみにあつかりしは、物をよくおほえたりと観感にてありしにや」と、後醍醐・光厳から等しく愛顧を受けたことを得意げに回想しているのである(『嵯峨野物語』)。伊藤氏「新北朝の人と文学」(三弥井書店 昭54) 参照。

(48) 『園太曆』文和二年六月十七日条。前年の後光厳の踐祚の儀に出仕した者は解官、今年延暦寺の後光厳のもとに参上した者は住宅没収の旨を示した。

(49) 『園太曆』文和四年四月十六日条。

(50) 『園太曆』文和二年三月八日条。

(51) 拙稿「園太曆」と北朝の重臣たち(五味文彦氏編『日記に中世を讀む』吉川弘文館 平10) 参照。

(52) 注49と同じ。

(53) 『玉英記抄』雑類。

(54) 森氏「南北朝期公武關係史の研究」(文献出版 昭59) 第三章「北朝の政務運営」、伊藤喜良氏「南北朝動乱と王權」(東京堂出版 平9)、第七章「再度公武両權力の支配へ」参照。

(おがわ・たけお)